

別紙

諮問第1580号

答 申

1 審査会の結論

「消防団関係事務における適正処理について」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「消防団関係事務における適正処理について（平成29年1月16日付け28防消第1079号消防団課長通知）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京消防庁消防総監が令和3年8月2日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書として「消防団関係事務における適正処理について（平成29年1月16日28防消第1079号消防団課長通知）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、当該公文書に記載されている情報のうち、問合せ先として記載された「個人名」（以下「本件非開示情報」という。）が条例7条2号に該当するとして、当該部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和3年11月9日に審査会に諮問された。

審査会は、令和4年3月25日に実施機関から理由説明書を収受し、同年5月20日（第200回第三部会）及び同年6月15日（第201回第三部会）に審議した。

（2）審査会の判断

審査会は、本件対象公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は、東京消防庁防災部消防団課長が、消防団員に対する報酬・費用弁償の支給事務処理を適正に進めるため、特別区内各消防署警防課長宛てに通知したものであり、通知文、別記「消防団員の活動状況の把握」、別紙「消防団員指導記録」及び別添え「活動休止団員管理簿」から構成されている。

イ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査請求人は、本件非開示情報は公務員の職務遂行に係る情報であるところ、条例7条2号ただし書ハに該当し、非開示情報には該当しないため、開示されるべきである旨、主張する。

これに対し実施機関は、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるか否かにより、開示又は非開示の判断を行うべきものとされていると説明する。

条例にいう「公務員等の職務遂行に係る情報」とは、「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成11年12月20日11政都情第366号）において、公務員が行政機関又はその補助機関として担任する職務を遂行する場合におけるその情報を行い、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の規定により開示又は非開示の判断を行う旨、定められている。

実施機関の職員の氏名については、消防司令長以上の階級にある者が人事異動時にその氏名、職名及び所属を新聞等により報道される場合を除き、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものと認めるべき事情はなく、本件対象公文書に問合せ先として記載された職員はいずれも消防司令長より下位の階級であることから、その氏名は条例7条2号ただし書イ及びハには該当しない旨、実施機関は説明する。

審査会が本件非開示情報を見分したところ、当該情報は、消防団課団務係の係員の名字であると認められ、個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報であることから条例7条2号本文に該当する。

また、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の開示又は非開示の判断については、条例7条2号ただし書イの規定により行うこととされていることから、本件非開示情報は、同号ただし書ハには該当せず、さらに、いずれも消防司令長より下位の階級の職員と認められることから、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しない。

したがって、本件非開示情報は、条例7条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明